

現行の事務の共同処理の主な取り組み

共同処理制度	法人設立	管理者の権限・責任	制度の概要	主な適用事例と件数
協議会	法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会へ移動 (連帯責任)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。 不法行為等については各構成団体の連帯責任と解されていることから、責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かないと言われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域行政計画等に関するもの[31件] 視聴覚教育[25件] 消防(通信指令等)[14件]
連携協約 (平成26年度地方自治法改正により新設)		移動しない	<ul style="list-style-type: none"> 「協議会」における事務の簡素化を図り、執行機関としての組織を設ける必要がないことから、素早い意志決定が可能。 	
事務の委託		受託団体へ移動 (受託団体の責任)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。 事務の委託を行うと、委託側は当該事務の管理執行権限を失い、当該事務の法令上の責任は受託団体に帰属する。 効率性に優れた共同処理方式である反面、委託団体・受託団体双方において権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公平委員会[1,165件] 住民票の写し等の交付[1,159件] 競艇(場外発売等)[853件]
事務の代替執行 (平成26年度地方自治法改正により新設)		移動しない	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、他の地方公共団体の事務の一部を当該地方公共団体の名において管理し及び執行する制度。 権限は代替執行される側に残り、責任を負う。 	
一部事務組合	別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合へ移動 (別法人である一部事務組合の責任)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、その事務の一部を共同して、法人化した一部事務組合に行わせる制度。 一部事務組合は管理者、議会、監査委員の固有の執行機関を持ち、責任の所在が明確。 組織や施設を安定的に管理・運営する上で優れている反面、構成団体が増加すればするほど、意見調整に時間を要し、迅速な意志決定が難しくなると指摘されることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理[398件] し尿処理[352件] 消防、救急[282件]